平成 25 年 5 月 13 日消費者庁食品表示課

#### 栄養表示基準の一部改正(案)についての意見募集

## 1 意見募集の対象

栄養表示基準の一部改正(案)(別紙参照)

## 2 改正の趣旨等

栄養表示基準(平成15年厚生労働省告示第176号)は、販売する食品について、栄養成分や熱量などを表示する場合に適用される健康増進法に基づく表示基準です。

消費者庁は、これまで「栄養成分表示検討会」や「食品表示一元化検討会」において、栄養表示の義務化について議論してきました。

栄養表示の義務化に当たって、「栄養成分表示検討会」報告書では、事業者にとって実行可能な表示方法や消費者にとって分かりやすく活用しやすい表示方法など、必要な措置が講じられることを前提に、栄養表示の義務化を目指していくことが適当であるとされました。

また、「食品表示一元化検討会」報告書では、栄養表示の義務化に向けた環境整備として、現行制度において、消費者庁は、幅広い食品に栄養表示を付することができるようにするため、現行の誤差の許容範囲に縛られない計算値方式等の導入も可能とするなど、表示基準の改正を速やかに行うべきと示されています。

このため、幅広い食品に栄養表示をすることができるように、現行の規制を維持しつつ、合理的な推定により得られた値を表示値として記載することができることを予定しております。

また、低含有量の場合には、誤差の許容範囲を拡大する等、表示値の設定方法が適切である限り、現行の規定に縛られないよう表示方法を一部改正することを予定しております。

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様の御意見を募集いたします。 お寄せいただいた御意見につきましては、内容を検討の上、消費者庁告示作成 の参考とさせていただきます。

#### 3 意見募集期間

平成25年5月13日(月)から平成25年6月12日(水)まで (郵送の場合は同日必着)

1

## 4 意見の提出方法

御意見には、理由を付して次に掲げるいずれかの方法により提出してください。なお、電話での受付はできませんので御了承ください。

## (1) 【電子メールの場合】(推奨)

E-mail: i. shokuhin2@caa.go.jp あて

\*電子メール件名を「栄養表示基準の一部改正(案)について」としてください。

#### (2) 【FAX の場合】

- 03-3507-9292 消費者庁食品表示課 意見募集担当あて
  - \*表題を「栄養表示基準の一部改正(案)について」としてください。

## (3)【郵送の場合】

〒100-6178

東京都千代田区永田町2-11-1山王パークタワー5階

消費者庁食品表示課 意見募集担当あて

\* 封筒表面に「栄養表示基準の一部改正(案)について」と朱書きしてください。

お送りいただく場合、以下の事項をご記入ください。

- 【1】 御意見(表題及び御意見を御記入ください。) \* 御意見が 600 字を超える場合、その内容の要旨を添付してくださいま すようお願いいたします。
- 【2】 氏名 (法人その他の団体にあっては名称/部署名等)
- 【3】 職業(法人その他の団体にあっては業種)[任意]
- 【4】 住所
- 【5】 電話番号
- 【6】 メールアドレス(お持ちの場合)

## 5 注意事項

- 〇お寄せいただいた御意見に対する個別の回答はいたしかねます。
- 〇御意見については、基本的にはその要旨を公表いたしますが、提出者の氏名 や住所等、個人を特定できる情報を除き、そのまま公表させていただく場合も ありますので、あらかじめ御了承ください。

| $\overline{}$ |
|---------------|
| 傍始            |
| 線             |
| 部             |
| 分             |
| が             |
| 改             |
| 正             |
| 部             |
| 分             |
| $\overline{}$ |

| の大法により表示しなければ 第三条 前条に規定する事項はの文字を冠した一定の値又は たんぱく質の量、脂質の量、 たんぱく質の量、脂質の量、 たんぱく質の量、脂質の量、 下限値及び上限値は、当該一定の値では、 同表の第三欄にを基準として同表の第三欄に掲 にあっては、同表の第三欄に掲げる方法によって得られたでの値のうち前条第一項第一 内であること。ただし、以表でが高方法によって得られた当該 分に応じ、同表の第一欄の区 る。以下同じ。)に係るカカカスは大人の重ない。 |
|--|
|  |

な 該 水 水 食 71 栄 そ 品 場合 養 0 成分の という。 他 Ŏ は、  $\mathcal{O}$ g 当 般 量 ○とすることができる。 しに 又は に た 飲 ŋ (熱量) あ 用 0 いっては に供する液状の 当 該 以栄養成: が 同 表の第五 当該食品一〇〇 分の 食品 量 欄 又 に掲 は 议 熱 げ 下 量  $\mathrm{m}\ell$ 当たりの る量 (清 涼 満 飲 当料料 た

七 5 九 (略)

2 げ 項 第 る が 分 前 で 又 兀 事 項 八は熱量 項又は 第四 きる 号の一定の値 号の 表 で 公示栄養 あ 規 る旨の文字を冠 定 を〇とするも に 成分 か カュ 0 わ 量 5 ず、 で して一括して のについ あ って当該事 前 条第 、ては、 <del>--</del> 項 記 第 項 当底係 載するこ 号に 栄養前 掲

3 条か ŋ  $\mathcal{O}$ 表 定に で 示 定 組 お 次 量 は 又 5 に 成 け 12 ょ な は 第 る 掲 0 か ŋ 考 適 七 栄 第 カコ げ 切 条まで 得 え 養 八 わ る な 条 5 5 成 5 要 摂 か れ れ 分 ず 件 るも 取 5 0 た 0 0 が 第 規 値 量 同 全 で + 定 を 0 か 項 て きる旨 条 に 記 を 5 第 に ま 基 載 分 算 兀 該 で づ Ť 析 出 号 当 < 0) す ることが  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 、栄養成 規定 得 得 る場合に 表 示を 定 ら 5 れ に れ 0 た値 基 で す 分 た 値 る場場 きる。  $\mathcal{O}$ 値 に は づ 補 そ あ 一合に 栄 給 0) 当 第 0 7 養 が ただし 他 該 成 で 項 は 0 食 は 第六 きる旨 分若 品 合 と同 理 原 しく 号 0 第 的 材 料 限  $\mathcal{O}$ 五. な 様

が 欄 あ 表 ること 示 掲 さ げ れ を る た 示 方 値 が す 法 記 に 別 載 ょ 表 を 第 0 す 7 ,ること。 得  $\mathcal{O}$ 第 6 れ 欄 た 値  $\mathcal{O}$ 区 分に は . 応 じ、 致 L な 同 V 可 表 能 0 性 第

4 表 示 さ れ た 値 0) 設 定 0 根 拠 資料を保管 っては、 すること。 次に 掲

げ

る

表

3

示 をし 養 てはなら 成 分の 機能 な の表 示 を す る場合にあ

水その な 該 等」 栄養成分の量又 品品 場合は、 0 という。 他  $\mathcal{O}$ g 当 般 ○とすることができる。 しに に た は 飲 ŋ (熱量) あ 用 0 のっては、 に 当 供 該 いする液 が 同 栄 養 表 当 成 該 0) 状 分 食品 第  $\mathcal{O}$ 0) 食品 五. 量 欄 又  $\stackrel{\textstyle -}{\circ}$   $\stackrel{\textstyle -}{\circ}$   $m\ell$ は に ( 以 下 熱量 掲げる量に 当たりの 清 ( 清 涼 涼 満 飲 飲 当 料 た

七 5 九 (略)

2

とが げ ※分又 第 Ś 前 できる。 兀 事 項 は 号 項 第 熱量 又は  $\mathcal{O}$ 兀 号 表示学 定の で 0 あ 規 る旨 値 定 養成 i を () に 0 か 文字を冠 とするも 分 か わら 0 量 ず、 で のに して一 あ 0 前 条第 つ て当該 括して いては、 事 項 記 項 第 E 載 当 該 係 す 号 るこ 栄養前掲

成項

示 をしては 栄 養 成 分 なら  $\mathcal{O}$ 機 な 能  $\mathcal{O}$ 表 示 を す る場合に あ つ 7 は、 次に掲げる

表

別表第二(第三条、 第十条関係) 第五条、 第六条、第七条、第八条、第九条、

第十条関係) 第三条、 第五条、 第六条、

| たんぱく質        | 第一欄 |
|--------------|-----|
| ගිය          | 第二欄 |
| (路)          | 第三欄 |
| プラス・マイナ 〇・五g | 第四欄 |
| 〇<br>五<br>g  | 第五欄 |

たんぱく質

g

略)

○ 五 g

ス二〇% プラス・マイナ

当たりの栄養成 なお、一〇〇g

ス 〇 ・ 五 g

プラス・マイナ g未満の場合は 第一 欄

第二欄

第三欄

第四欄

第五欄

| ルコレステロー                                       | 飽和脂肪酸   | 質                           |
|---|---|-----------------------------|
| mg  | 60  | g                           |
| 略)  | (略)   | 略)                          |
| フラス・マイナスニーの<br>当たりの栄養成<br>分の量が二五頭成<br>テス・マイナス | プラス・マイナス二〇%<br>当たりの栄養成<br>分の量が〇・五<br>マイナプラス・マイナ | スニ〇・五<br>g未満の場合は<br>プラス・マイナ |
| 五.<br>mg                                      | ○ ·   gg  | 〇<br>·<br>五<br>g            |

| ルコレステロー | 飽<br>和<br>脂<br>肪<br>酸 | 脂質               |
|---------|-----------------------|------------------|
| mg      | g                     | g                |
| 略)      | 略)                    | 略)               |
| ス二〇%    | ス二〇%                  | ス二〇%<br>マイナ      |
| 五<br>mg | -<br>g                | 〇<br>·<br>五<br>g |

| 亜鉛      | 食物繊維    | 糖類   | 糖質   | 炭<br>水<br>化<br>物                                    |
|---------|---------|--|--|---|
| mg      | æ       | g  | g  | g   |
| 略)      | (略)     | (略)  | 略)   | (略)   |
| プラス五〇%、 | プラス・マイナ | プラス・マイナ<br>ス二〇%<br>当たりの栄養成<br>分の量が二・五<br>ラス・マイナ<br>プラス・マイナ | プラス・マイナ<br>ス二○%<br>当たりの栄養成<br>分の量が二・五<br>プラス・マイナ | プラス・マイナス二〇%<br>当たりの栄養成分の量が二・五<br>9未満の場合は<br>プラス・マイナ |
|         |         | 〇·<br>五<br>g   | 〇<br>·<br>莊<br>g                                 | 〇<br>·<br>五<br>g                                    |

| <b></b> | 食物繊維    | 糖類               | 糖質               | 炭<br>水<br>化<br>物 |
|---------|---------|------------------|------------------|------------------|
| mg      | g       | g                | g                | g                |
| (略)     | (略)     | (略)              | (略)              | (略)              |
| プラス五○%、 | プラス・マイナ | プラス・マイナ          | プラス・マイナ          | プラス・マイナ<br>ペーク%  |
|         |         | 〇<br>·<br>五<br>g | 〇<br>·<br>五<br>g | 〇<br>·<br>五<br>g |

| ビタミン A   | ビオチン     | パントテン酸             | ナイアシン    | マグネシウム             | ナトリウム   | 銅        | 鉄       | カルシウム   |
|----------|----------|--------------------|----------|--------------------|---|----------|---------|---------|
| μ g      | μ g      | mg                 | mg       | mg                 | む g てにる記の mg ○ mg<br>をはあ場 量 以 ○ ○<br>含 、っ合すを上 ○ 一 | mg       | mg      | mg      |
| 略)       | (略)      | (略)                | (略)      | (略)                | 略   | (略)      | (略)     | (略)     |
| マイナス二〇%、 | マイナス二〇%、 | マイナス二〇%<br>プラス八〇%、 | マイナス二〇%、 | マイナス二〇%<br>プラス五○%、 | 五 ラス・マイナ  | マイナス二〇%、 | プラス五〇%、 | プラス五〇%、 |

|          |         |         |         |         |   |         |         | 1  |
|----------|---------|---------|---------|---------|---|---------|---------|--|
| ビタミン A   | ビオチン    | パントテン酸  | ナイアシン   | マグネシウム  | ナトリウム   | 銅       | 鉄       | カルシウム  |
| μ g      | μg      | mg      | mg      | mg      | む g てにる記の mg ○ mg<br>° とはあ場載量以○ (<br>含、っ合すを上○ - | mg      | mg      | mg   |
| (略)      | (略)     | (略)     | (略)     | (略)     | 略   | (略)     | (略)     | (略)  |
| マイナス二〇%、 | プラス八〇%、 | プラス八○%、 | プラス八○%、 | プラス五○%、 | ス プラ<br>二 ス・<br>ツ マイナ                           | プラス五〇%、 | プラス五○%、 | プラス五〇%、<br>(************************************ |
|          |         |         |         |         | 五.<br>mg  |         |         |  |

| 熱量   | 葉酸      | ビタミンE   | ビタミンD   | ビタミンC   | ビタミンB   | ビタミンB。  | ビ<br>タ<br>ミ<br>ン<br>B<br>² | ビ<br>タミン<br>B |
|--|---------|---------|---------|---------|---------|---------|----------------------------|---------------|
| kcal   | μg      | mg      | μg      | mg      | μg      | mg      | mg                         | mg            |
| (略   | (略)                        | (略)           |
| プラス・マイナ<br>ス二〇%<br>当たりの熱量が<br>二五版未満の場<br>合はプラス・マ | プラス八○%、 | プラス五〇%、 | プラス五〇%、 | プラス八○%、 | プラス八〇%、 | マイナス二〇% | プラス八〇%、                    | プラス八〇%、       |
| 五.<br>kcal                                       |         |         |         |         |         |         |                            |               |

| 熱量          | 葉酸      | ビタミンE    | ビタミンD    | ビタミンC   | ビ<br>タミン<br>B<br>12 | ビタミンB 6 | ビタミンB <sub>2</sub> | ビタミンB <sup>1</sup> |
|-------------|---------|----------|----------|---------|---------------------|---------|--------------------|--------------------|
| kcal        | μg      | mg       | μg       | mg      | μg                  | mg      | mg                 | mg                 |
| (略)         | (略)     | (略)      | (略)      | (略)     | (略)                 | (略)     | (略)                | (略)                |
| スニ〇%<br>マイナ | プラス八○%、 | マイナス二○%、 | マイナス二〇%、 | プラス八○%、 | マイナス二○%             | マイナス二○% | マイナス二○%、           | マイナス二○%            |
| 五.<br>kcal  |         |          |          |         |                     |         |                    |                    |

#### 栄養表示基準一部改正の概要 (1)合理的な方法に基づく表示値の設定

# 現行制度

栄養成分の含有量を一定値で示す場合、 規定された誤差の許容範囲内にあること。



脂質 5.0g 炭水化物 12.5g ナトリウム 85mg

な設定を追

加

規定された分析方法によって 得られた値《分析結果》と 比較して、表示値が誤差の 許容範囲内にあれば

"問題なし"

## 栄養成分表示 《分析結果》

エネルギー 110kcal たんぱく質 2.0g

脂質 5.5g 炭水化物 13.1g

ナトリウム 82mg

# 誤差の許容範囲

88~132 kcal 1.6~2.4 g

4.4~6.6 g

10.5~15.7g 66~98 mg

# 改正案

現行制度(下記①)は維持しつつ、合理的な推定により得られた値を、規定の方法に従い 記載すれば、表示値として用いることができる(下記②)。

## 栄養成分表示

栄養成分表示

脂質

炭水化物

1袋(100g)当たり エネルギー 100kcal たんぱく質 2.0g

脂質 5.0g 炭水化物 12.5g ナトリウム 85mg

# ①表示値が誤差の許容範囲に収められる場合

~表示値の要件~ 規定された分析方法で±20%以内であること

(表示値の算出方法は指定なし)

# ②表示値が誤差の許容範囲に収まることが困難な場合

~表示値の要件~ 合理的な方法により得られた値を表示

(結果として誤差の許容範囲が±20%を超える 可能性について限定しない) ただし、

表示値の設定根拠を保管すること

※栄養強調表示は除く

# ナトリウム 85mg

1袋(100g)当たり

9.0g

12.8g

エネルギー 140kcal

たんぱく質 2.0g

(この表示値は〇〇です)

## 表現例

- ・この表示値は、実際とは乖離があり得ます。
- この表示値は、実際の栄養成分量とは異なる可能性があります。
- この表示値は、この製品そのものの分析値ではありません。
- •推定值
- ・推定値(日本食品標準成分表2010に基づき計算)
- ・この表示値は、原材料に含まれる栄養成分のばらつきや製造 過程の影響により、実際とは乖離があり得ます。
- ・公的データベースに基づく推定値
- ・当社計算による推定値
- ・サンプル品の分析による推定値

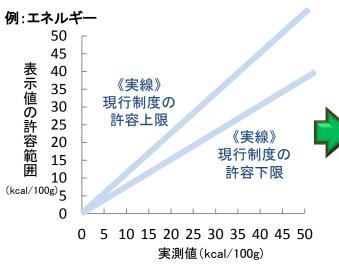
- ・日本食品標準成分表に基づく推定値
- ・当社分析による推定値
- ・栄養表示値は、推定値です。
- この表示値はめやすです。
- ・自社分析「製品そのものの分析値と は異なる場合があります。」
- ・公的機関分析「製品そのものの分析 値とは異なる場合があります。」
- ・公的成分表による計算値「製品その ものの分析値とは異なる場合がありま す。」
- 推定値のため乖離があり得ます。

# 栄養表示基準一部改正の概要

## (2)低含有量の場合の誤差の許容範囲の拡大

## 現行制度

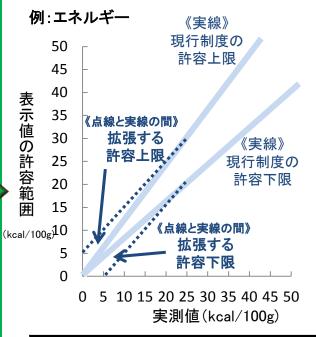
栄養成分の含有量や濃度に関係なく、一定の 比率で誤差の許容範囲が規定されているが、 低含有量の場合、誤差の許容範囲の絶対値が 極めて小さくなることから、規定された誤差の 許容範囲に収めることが困難である。



# 栄養成分又は熱量誤差の許容範囲たんぱく質<br/>脂質<br/>飽和脂肪酸<br/>コレステロール<br/>炭水化物<br/>糖質<br/>糖類<br/>ナトリウム<br/>熱量プラス・マイナス20%

## 改正案

低含有量の場合に限って、誤差の許容範囲を拡張する。



実測値と表示値の差が、下記の基準 を満たしている場合は、誤差の許容 範囲を拡張する。

(基準例)食品100g(100ml)当たり・熱量・・・・・・・・・ 5kcal・たんぱく質、脂質、炭水化物・・・・・・・ 0.5g・ナトリウム・・・・・ 5mg

以下、①~③を総合的に勘案したもの ①栄養的に意味のない量(含まれて いないと解釈しても差し支えない量) であること

- ②分析方法の定量下限であること
- ③コーデックス規格を勘案したものであること

| 栄養成分又は熱量           | 誤差の許容範囲                           |
|--------------------|-----------------------------------|
| たんぱく質、脂質           | プラス・マイナス20%                       |
| 炭水化物、糖質、糖類         | なお、100g当たりの栄養成分の量が2.5g未満の場合は±0.5g |
| 给打IIC 叶蓝           | プラス・マイナス20%                       |
| 飽和脂肪酸              | なお、100g当たりの栄養成分の量が0.5g未満の場合は±0.1g |
| コレフニローリ + L II ウ / | プラス・マイナス20%                       |
| コレステロール、ナトリウム      | なお、100g当たりの栄養成分の量が25mg未満の場合は±5mg  |
| 熱量                 | プラス・マイナス20%                       |
| <b></b>            | なお、100g当たりの熱量が25kcal未満の場合は±5kcal  |

(栄養表示基準一部改正(案)別表第2より該当箇所のみ抜粋)